

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正後
<p>銀行監督上の評価項目</p> <p>－ 3 業務の適切性</p> <p>－ 3－2 利用者保護等</p> <p>－ 3－2－5 預金・リスク商品等の販売・説明態勢</p> <p>－ 3－2－5－2 主な着眼点</p> <p>こうした観点から、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保険募集</p> <p>保険募集に関する法令等の遵守、保険商品及び契約に関する正確な説明並びに顧客情報の取扱い等について、マニュアルを策定して研修を実施するとともに内部監査を行うなど、適切な保険募集態勢が確保されているか。例えば、銀行等生命保険募集制限先等に対し手数料その他の報酬を得て保険募集を行わないなど適正な保険募集の取組み、消費者の希望や適合性をよく考慮したうえで説明責任を果たす取組み、商品説明や非公開金融情報保護等について消費者の確認・同意を十分に得る取組みのための態勢が整備されているか。</p> <p>また、銀行の影響力を行使した販売、銀行取引に影響を与えないことの説明の未実施、募集人登録未了者による取扱い等といった、契約者保護に支障となり得る事態を未然に防止するための態勢が整備されているか。特に、保険募集業務に係る取引強制、優越的地位の濫用、抱き合わせ販売等の不公正な取引方法が具体的に認められた場合には、独占禁止法の観点からも問題となり得るが、こうした事態を未然に防止するための態勢が整備されているか。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者に多い個人年金の銀行窓口販売に関するトラブル」（平成17年7月6日：独立行政法人国民生活センター） ・「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」（平成16年12月1日：公正取引委員会） <p>その他監督上の着眼点については、「保険会社向けの総合的な監督指針」を参照するものとする。</p> <p>Ⅲ. 銀行監督にかかる事務処理上の留意点</p>	<p>銀行監督上の評価項目</p> <p>－ 3 業務の適切性</p> <p>－ 3－2 利用者保護等</p> <p>－ 3－2－5 預金・リスク商品等の販売・説明態勢</p> <p>－ 3－2－5－2 主な着眼点</p> <p>こうした観点から、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保険募集</p> <p>総論</p> <p>保険募集に関する法令等の遵守、保険商品及び契約に関する正確な説明並びに顧客情報の取扱い等について、マニュアルを策定して研修を実施するとともに内部監査を行うなど、適切な保険募集態勢が確保されているか。例えば、銀行等生命保険募集制限先等に対し手数料その他の報酬を得て保険募集を行わないなど適正な保険募集の取組み、消費者の希望や適合性をよく考慮したうえで説明責任を果たす取組み、商品説明や非公開金融情報保護等について消費者の確認・同意を十分に得る取組みのための態勢が整備されているか。</p> <p>募集にあたっての態勢整備について</p> <p>イ. <u>施行規則第13条の5の規定の趣旨を踏まえ、顧客に対し、預金等ではないことや預金保険の対象とはならないこと等について書面を交付して説明するなど、保険契約と預金等との誤認を防止する態勢が整備されているか。誤認防止に係る説明を理解した旨を顧客から書面（確認書等）により確認し、その記録を残すことにより、事後に確認状況を検証できる態勢が整備されているか。</u></p> <p>ロ. <u>施行規則第14条の11の3の規定の趣旨を踏まえ、銀行の影響力を行使した販売、銀行取引に影響を与えないことの説明の未実施、募集人登録未了者による取扱い等といった、契約者保護に支障となり得る事態を未然に防止するための態勢が整備されているか。特に、保険募集業務に係る取引強制、優越的地位の濫用、抱き合わせ販売等の不公正な取引方法が具体的に認められた場合には、独占禁止法の観点からも問題となり得るが、こうした事態を未然に防止するための態勢が整備されているか。</u></p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者に多い個人年金保険の銀行窓口販売に関するトラブル」（平成17年7月6日：独立行政法人国民生活センター） ・「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」（平成16年12月1日：公正取引委員会） <p>その他監督上の着眼点については、「保険会社向けの総合的な監督指針」を参照するものとする。</p> <p>Ⅲ. 銀行監督にかかる事務処理上の留意点</p>

現 行	改正後
<p>Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理 Ⅲ－４－９ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性 Ⅲ－４－９－４ 開示に当たっての留意事項 Ⅲ－４－９－４－３ リスク管理債権額の開示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示区分 ①～② (略) 貸出条件緩和債権 イ. ～ロ. (略) ハ. (略)</p> <p>(注1)～(注2) (略) (注3) 中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画、事業再生 ADR 手続（特定認証紛争解決手続（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第2条第26項）をいう。）に従って決議された事業再生計画及び株式会社企業再生支援機構が買取決定等（株式会社企業再生支援機構法第31条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第25条第2項）については、当該計画が（注1）及び（注2）の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。 (注4)～(注5) (略)</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ－４－１５ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に関する銀行の留意事項</p> <p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）等に定める事業再構築に関する計画（以下「事業再構築計画」という。）、経営資源再活用に関する計画（以下「経営資源再活用計画」という。）、資源生産性革新に関する計画（以下「資源生産性革新計画」という。）及び事業革新設備の導入に関する計画（以下「事業革新設備導入計画」という。）の記載事項については、銀行の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ－４－１５－４ 産活法第4条第1項及び基本指針十. イ. の過剰供給構造にある業種等の基準に関する事項の定義</p> <p>基本指針十. イ. 2. の「売上高」は、例えば、業務収益を指し、「営業利益」は、例えば、業務純益を指す。</p> <p>(略)</p> <p>銀行代理業 Ⅳ－３ 銀行代理業者の監督に係る事務処理 Ⅳ－３－２ 許可申請に係る事務処理</p>	<p>Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理 Ⅲ－４－９ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性 Ⅲ－４－９－４ 開示に当たっての留意事項 Ⅲ－４－９－４－３ リスク管理債権額の開示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示区分 ①～② (略) 貸出条件緩和債権 イ. ～ロ. (略) ハ. (略)</p> <p>(注1)～(注2) (略) (注3) 中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画、事業再生 ADR 手続（特定認証紛争解決手続（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第2条第25項）をいう。）に従って決議された事業再生計画及び株式会社企業再生支援機構が買取決定等（株式会社企業再生支援機構法第31条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第25条第2項）については、当該計画が（注1）及び（注2）の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。 (注4)～(注5) (略)</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ－４－１５ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に関する銀行の留意事項</p> <p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）等に定める事業再構築に関する計画（以下「事業再構築計画」という。）、経営資源再活用に関する計画（以下「経営資源再活用計画」という。）及び資源生産性革新に関する計画（以下「資源生産性革新計画」という。）の記載事項については、銀行の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ－４－１５－４ 産活法第4条第1項第1号及び基本指針十一. イ. の過剰供給構造にある業種等の基準に関する事項の定義</p> <p>基本指針十一. イ. 2. の「売上高」は、例えば、業務収益を指し、「営業利益」は、例えば、業務純益を指す。</p> <p>(略)</p> <p>銀行代理業 Ⅳ－３ 銀行代理業者の監督に係る事務処理 Ⅳ－３－２ 許可申請に係る事務処理</p>

現 行	改正後
<p>IV-3-2-1-1 許可の要否</p> <p>(3) 許可が不要である場合</p> <p>銀行から委託を受けて、営業所又は事務所内にATMのみを設置する行為については、当該ATMが施行規則第9条第1項第1号の「無人の設備」に該当する場合には、銀行代理業の許可は不要である。</p> <p>IV-3-2-1-2-3 添付書類</p> <p>添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p> <p>(1) 「定款」(法第52条の37第2項第1号、第2号)</p> <p>定款の目的に、銀行代理業に係る業務が定められているか。</p> <p><u>定款の目的に、銀行代理業に係る業務が定められていない場合には、当該業務の目的への追加を決議した株主総会の議事録が添付されているか。</u></p> <p><u>定款には原本証明が付されているか。</u></p> <p>(2) 「銀行代理業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類」(法第52条の37第2項第2号)</p> <p>(略)</p> <p>「銀行代理業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類」の記載事項のうち、「銀行代理業の実施体制」(施行規則第34条の33第1項第3号)は、施行規則第34条の33第2項各号に掲げる体制を含むものであるが、それら実施体制の状況を把握するために必要な場合には、<u>施行規則第34条の34第11号の組織図並びに同条第14号の付近見取図及び間取図を参考にするほか、適宜、当該実施体制に関する体制図及び組織図等の提出を求めることとする。</u></p> <p>(3) ~ (13) (略)</p> <p>(14) 「<u>内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び銀行代理業に関する組織図を記載した書面</u>」(施行規則第34条の34第11号)</p> <p><u>「内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び銀行代理業に関する組織図を記載した書面」に、体制図及び組織図が添付されているかを確認する。</u></p> <p>(15) 「兼業業務の内容及び方法を記載した書面」(施行規則第34条の34第12号)</p> <p>(略)</p> <p>(16) 「前各号に掲げるもののほか法第52条の38第1項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面」(施行規則第34条の34第16号)</p> <p>(略)</p> <p>-3-2-2-1 財産的基礎に関する審査</p> <p>法第52条の38第1項第1号の財産的基礎の審査は、施行規則第34条の37第2号に掲げる事</p>	<p>IV-3-2-1-1 許可の要否</p> <p>(3) 許可が不要である場合</p> <p>銀行から委託を受けて、営業所又は事務所内にATMのみを設置する行為については、当該ATMが施行規則第35条第1項第4号の「無人の設備」に該当する場合には、銀行代理業の許可は不要である。</p> <p>IV-3-2-1-2-3 添付書類</p> <p>添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p> <p>(1) 「定款」(法第52条の37第2項第1号、第2号)</p> <p>定款の目的に、銀行代理業に係る業務が定められているか。</p> <p><u>定款には原本証明が付されているか。</u></p> <p>(2) 「銀行代理業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類」(法第52条の37第2項第2号)</p> <p>(略)</p> <p>「銀行代理業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類」の記載事項のうち、「銀行代理業の実施体制」(施行規則第34条の33第1項第3号)は、施行規則第34条の33第2項各号に掲げる体制を含むものであるが、それら実施体制の状況を把握するために必要な場合には、<u>施行規則第34条の34第13号の付近見取図及び間取図を参考にするほか、適宜、当該実施体制に関する体制図及び組織図等の提出を求めることとする。</u></p> <p>(3) ~ (13) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(14) 「兼業業務の内容及び方法を記載した書面」(施行規則第34条の34第11号)</p> <p>(略)</p> <p>(15) 「前各号に掲げるもののほか法第52条の38第1項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面」(施行規則第34条の34第14号)</p> <p>(略)</p> <p>-3-2-2-1 財産的基礎に関する審査</p> <p>法第52条の38第1項第1号の財産的基礎の審査は、施行規則第34条の37第2号に掲げる事</p>

現 行	改正後
<p>項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の（１）及び（２）のとおりである。</p> <p>審査は、許可申請書、法第52条の37第2項、施行規則第34条の34第6号から第10号及び第16号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の（１）及び（２）のとおりである。</p> <p>審査は、許可申請書、法第52条の37第2項、施行規則第34条の34第6号から第10号及び第14号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
<p>IV-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査</p> <p>法第52条の38第1項第2号の「銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、施行規則第34条の37第3号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。</p> <p>審査は、許可申請書、法第52条の37第2項、施行規則第34条の34第1号から第5号、第9号、第11号、第13号から第16号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>IV-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査</p> <p>法第52条の38第1項第2号の「銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、施行規則第34条の37第3号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。</p> <p>審査は、許可申請書、法第52条の37第2項、施行規則第34条の34第1号から第5号、第9号、第12号から第14号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
<p>IV-3-2-2-3 社会的信用に関する審査</p> <p>法第52条の38第1項第2号の「十分な社会的信用を有する者であること」の審査は、施行規則第34条の37第4号、第5号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。</p> <p>審査は、許可申請書、施行規則第34条の34第1号、第2号及び第16号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p>	<p>IV-3-2-2-3 社会的信用に関する審査</p> <p>法第52条の38第1項第2号の「十分な社会的信用を有する者であること」の審査は、施行規則第34条の37第4号、第5号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。</p> <p>審査は、許可申請書、施行規則第34条の34第1号、第2号及び第14号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p>
<p>IV-3-2-2-4 他業の兼業に関する審査</p> <p>法第52条の38第1項第3号の他業の兼業に関する審査は、施行規則第34条の37第6号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の（１）から（６）のとおりである。</p> <p>審査は、許可申請書、法第52条の37第2項、施行規則第34条の34第3号、第4号、第11号から第16号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>IV-3-2-2-4 他業の兼業に関する審査</p> <p>法第52条の38第1項第3号の他業の兼業に関する審査は、施行規則第34条の37第6号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の（１）から（６）のとおりである。</p> <p>審査は、許可申請書、法第52条の37第2項、施行規則第34条の34第3号、第4号、第11号から第14号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
<p>IV-5-2-4 銀行代理業者が所属銀行の親会社又は主要株主である場合の留意点</p> <p>銀行代理業者が所属銀行の親会社又は主要株主である場合には、必要に応じ、Ⅲ-4-12-3及び主要行等向けの総合的な監督指針「Ⅶ-1-5 事業親会社等が存在する銀行の免許申請について」を準用するとともに、特に、所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等の確</p>	<p>IV-5-2-4 銀行代理業者が所属銀行の親会社又は主要株主である場合の留意点</p> <p>銀行代理業者が所属銀行の親会社又は主要株主である場合には、必要に応じ、Ⅲ-4-12-3及び主要行等向けの総合的な監督指針「Ⅶ-1-6 事業親会社等が存在する銀行の免許申請について」を準用するとともに、特に、所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等の確</p>

現 行	改正後
保が行われているかにつき、十分に検証することとする。	保が行われているかにつき、十分に検証することとする。